

我孫子市クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価方法書 第1回委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解  
 【No.9 補足資料】対象事業実施区域の現況の施設配置と事業後の施設配置計画

- ▶ 対象事業実施区域の現況の施設配置は図1に、事業後の施設配置計画は図2に、それぞれ示すとおりです。
- ▶ 対象事業実施区域は、現在我孫子市クリーンセンターとして利用されている区域であることから、本事業は、現在のクリーンセンターの稼働を継続しながら実施する計画としています。
- ▶ 現在の我孫子市クリーンセンターの敷地を分断する市道を廃止して一団の土地とした後、新廃棄物処理施設予定地にかかる一部施設を撤去、移設して、新廃棄物処理施設を整備します。
- ▶ 新廃棄物処理施設の稼働後、リサイクルセンター予定地にかかる現在の焼却施設等を撤去、移設して、リサイクルセンターを整備します。

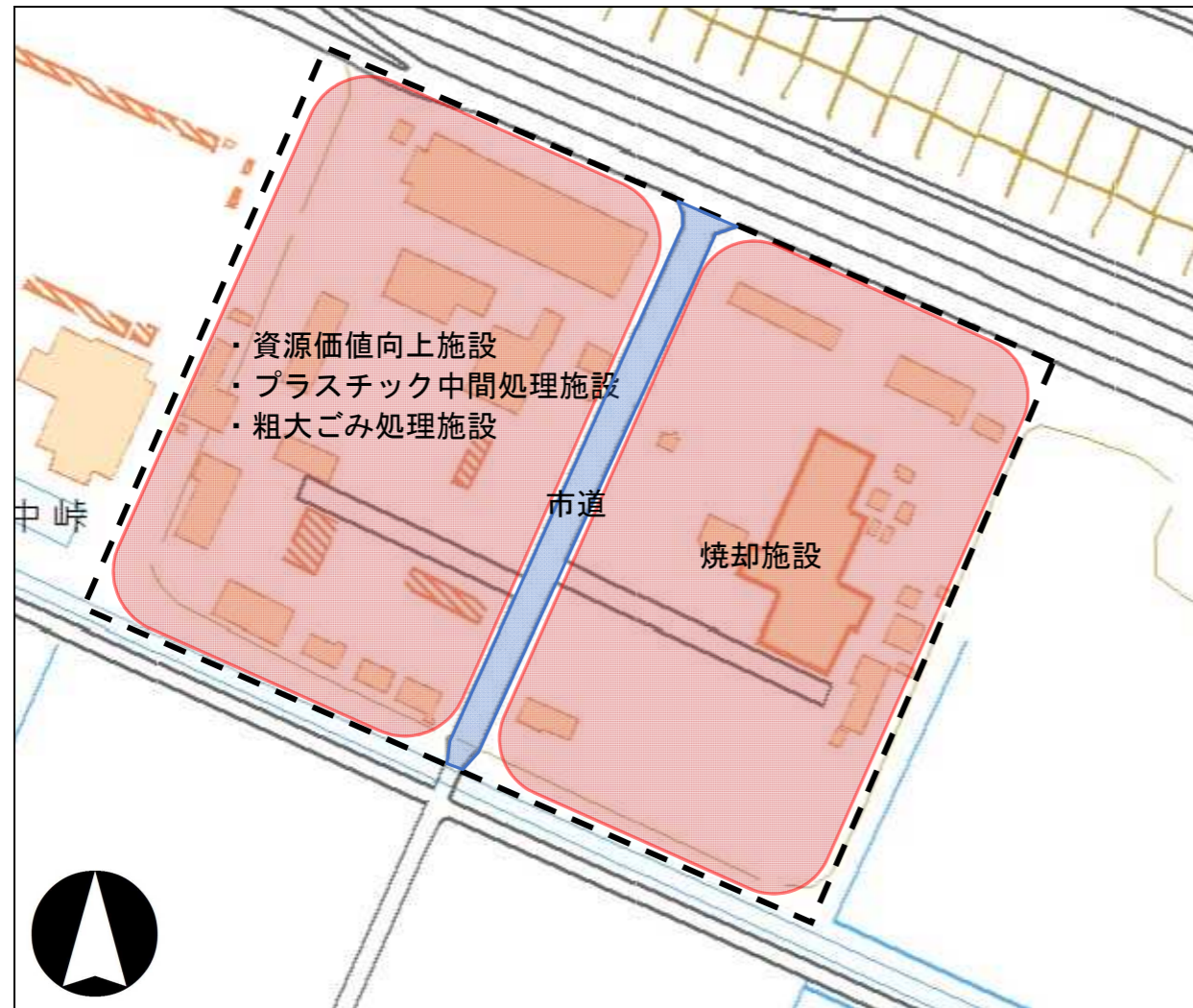


図1 対象事業実施区域の現況の施設配置（概略）

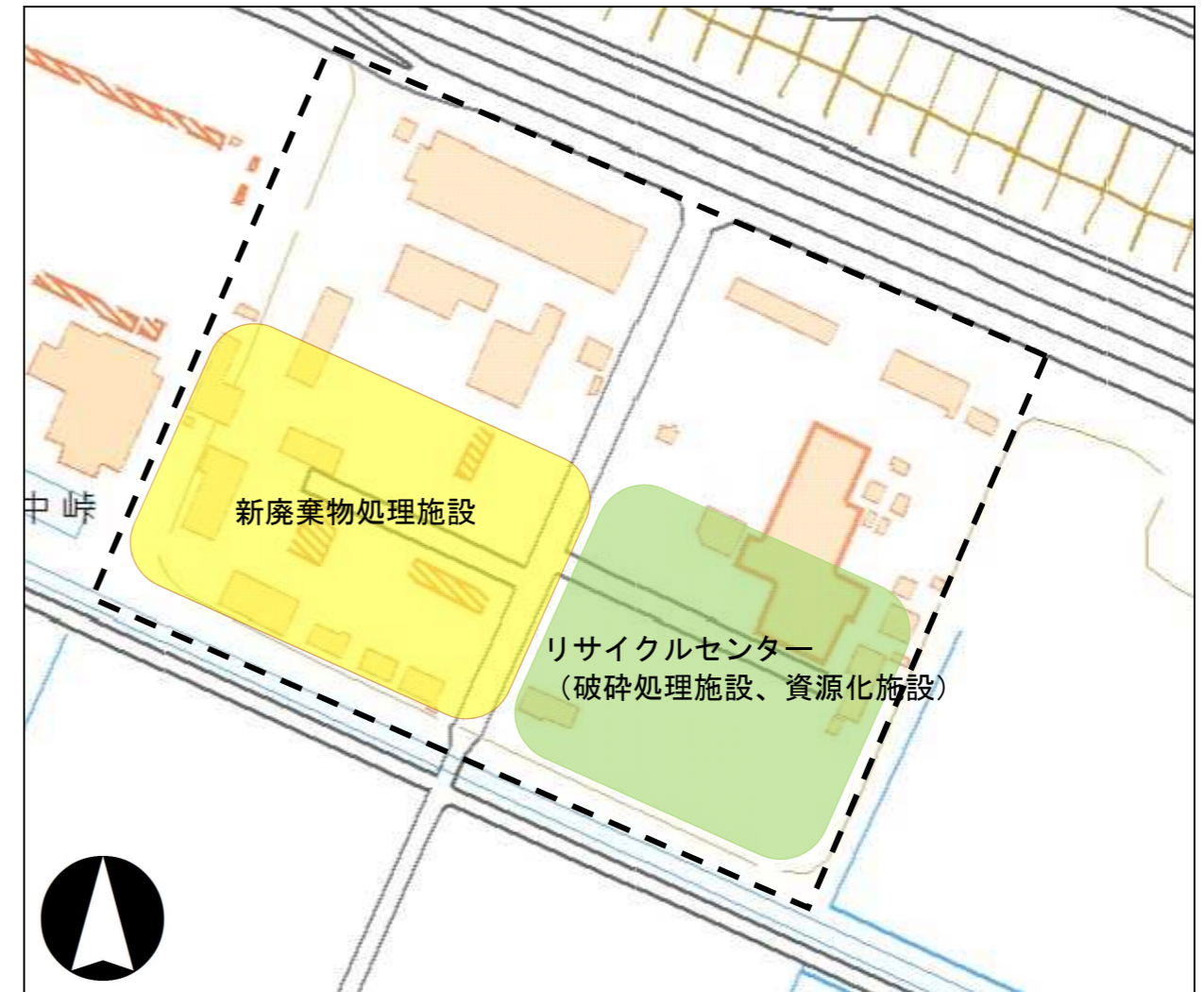


図2 事業後の施設配置計画（平成38年度時点）